

東急セキュリティ警備サービス重要事項説明書

改訂新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<p>第6条 提供するその他サービスの内容</p> <p>以下のサービスは、第5条に定める警備サービスのオプションとして提供します。</p> <p>1. 生活支援サービス</p> <p>(1) サービス概要</p> <p>当社が提携する会社または該当社が再提携する会社（総称して、以下「提携会社」という）にて生活支援サービスを提供します。健康・医療・介護等に関する相談を電話にて受付するサービス、提携会社の契約企業・団体施設の各種優待・割引の利用、家事・生活に関わる様々な困り事の手伝い等を行う専門業者の紹介を実施します。なお、第5条2に定めるシニアセキュリティサービスにおいて、緊急対応サービスのみ利用の場合、本サービスは利用いただけません。</p>	<p>第6条 提供するその他サービスの内容</p> <p>以下のサービスは、第5条に定める警備サービスのオプションとして提供します。</p> <p>1. 生活支援サービス</p> <p>(1) サービス概要</p> <p>当社が提携する会社または該当社が再提携する会社（総称して、以下「提携会社」という）にて生活支援サービスを提供します。健康・医療・介護等に関する相談や医師紹介を電話にて受付するサービス、提携会社の契約企業・団体施設の各種優待・割引の利用、家事・生活に関わる様々な困り事の手伝い等を行う専門業者の紹介を実施します。なお、第5条2に定めるシニアセキュリティサービスにおいて、緊急対応サービスのみ利用の場合、本サービスは利用いただけません。</p>

※本説明書は、2023年4月1日から適用します。